山口県東和地区機帆船業最低賃金（昭和38年中国海運局最低賃金公示第35号）の全部を次のように改正する。

山口県東和地区機帆船業最低賃金

1　適用する使用者

昭和39年7月20日申請人山根調治から申請のあつた山口県東和地区に事業所を有し、機帆船による海運業を営む者の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

2　適用する船員

前項の使用者に使用される船員。ただし、18歳未満の船員を除く。

3　前項の船員に係る最低賃金額

月額　12,000円

4　この最低賃金において算入しない賃金

年末手当、夏季手当及びその他臨時に支給する賃金

5　効力発生の日

公示の日

中国海運局最低賃金公示第78号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第13条第1項及び同項の規定により、その例によることとされる第9条第1項の規定に基づき、広島県大崎地区機帆船業最低賃金を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第10条の規定により公示する。

昭和39年12月14日

中国海運局長　梶田　久春

広島県大崎地区機帆船業最低賃金（昭和38年中国海運局最低賃金公示第37号）の全部を次のように改正する。

広島県大崎地区機帆船業最低賃金

1　適用する使用者

昭和39年8月25日申請人藤原数一から申請のあつた広島県大崎地区に事業所を有し、機帆船による海運業を営む者の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

2　適用する船員

前項の使用者に使用される船員。ただし、18歳未満の船員を除く。

3　前項の船員に係る最低賃金額

月額　12,000円

4　この最低賃金において算入しない賃金

年末手当、夏季手当及びその他臨時に支給する賃金

5　効力発生の日

公示の日

中国海運局最低賃金公示第79号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第13条第1項及び同項の規定により、その例によることとされる第9条第1項の規定に基づき、広島県大崎下島地区機帆船業最低賃金を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第10条の規定により公示する。

昭和39年12月14日

中国海運局長　梶田　久春

広島県大崎下島地区機帆船業最低賃金（昭和38年中国海運局最低賃金公示第39号）の全部を次のように改正する。

広島県大崎下島地区機帆船業最低賃金

1　適用する使用者

昭和39年8月25日申請人加藤徳之から申請のあつた広島県大崎下島地区に事業所を有し、機帆船による海運業を営む者の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

2　適用する船員

前項の使用者に使用される船員。ただし、18歳未満の船員を除く。

3　前項の船員に係る最低賃金額

月額　12,000円

4　この最低賃金において算入しない賃金

年末手当、夏季手当及びその他臨時に支給する賃金

5　効力発生の日

公示の日

中国海運局最低賃金公示第80号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第13条第1項及び同項の規定により、その例によることとされる第9条第1項の規定に基づき、広島県大崎上島地区機帆船業最低賃金を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第10条の規定により公示する。

昭和39年12月14日

中国海運局長　梶田　久春

広島県大崎上島地区機帆船業最低賃金（昭和38年中国海運局最低賃金公示第45号）の全部を次のように改正する。

広島県大崎上島地区機帆船業最低賃金

1　適用する使用者

昭和39年8月25日申請人中川善雄から申請のあつた広島県大崎上島地区に事業所を有し、機帆船による海運業を営む者の間における賃金の最低額に関する業者間協定の同日現在の当事者である使用者

2　適用する船員

前項の使用者に使用される船員。ただし、18歳未満の船員を除く。

3　前項の船員に係る最低賃金額

月額　12,000円

4　この最低賃金において算入しない賃金

年末手当、夏季手当及びその他臨時に支給する賃金

5　効力発生の日

公示の日

閣議

—閣議決定事項—

（内閣官房）

十一月十一日（金）

○法律案・政令

1　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（決定）（農林省・総理府・大蔵省）

1　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（首都圏整備委員会）

1　首都圏整備法施行令及び首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（首都圏整備委員会）

1　社債等登録法施行令の一部を改正する政令（決定）（大蔵・法務省）

1　農業災害補償法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林省）

1　通商産業省組織令の一部を改正する政令（決定）（通商産業省）

1　日本電気計器検定所法の一部の施行期日を定める政令（決定）（通商産業省）

1　特殊法人登記令の一部を改正する政令（決定）（通商産業・法務省）

11月貿易概要

大蔵省

1　総額

単位　1,000ドル

	39年11月(A)	39年10月(B)	38年11月(C)	39年月平均額(D)	A/B	A/C	A/D
輸出	609,811	668,014	470,413	528,030	91.3	129.6	115.5
輸入	641,156	679,604	585,964	659,332	94.3	109.4	97.2
入(△)出超	△ 31,345	△ 11,590	△ 115,551	△ 131,302			

注1　輸出は F.O.B. 価額、輸入は C.I.F. 価額による。

2　輸出は当該輸出貨物を積載する船舶又は航空機の出港の日（運送貨物は当該運送貨物の輸出許可の日）、輸入は当該輸入貨物の輸入許可の日（庫入貨物、移入貨物及び輸入許可前引取貨物は、それぞれ当該貨物の庫入、移入、許可前引取承認の日）をもつて計上

2　輸出額

価額単位　1,000ドル

順位 39年11月	順位 39年度上半期	品名	数量単位	39年11月 数量	39年11月 価額	対総額比(%) 39年11月	対総額比(%) 39年度上半期	39年10月 数量	39年10月 価額	38年11月 数量	38年11月 価額	対前月比(%) 数量	対前月比(%) 価額	対前年同月比(%) 数量	対前年同月比(%) 価額
		食料品			29,819	4.9	4.7		32,655		31,508		91.3		94.6